

第34回滋賀県首長会議

テーマ（１）

「災害時、事故時のごみ処理施設の 相互支援について」

令和7年（2025年）1月14日

滋賀県

テーマ提案の背景・目的

○全国で地震や水害等の大規模災害が頻発しており、被災したごみ処理施設が稼働不可となったり、大量の災害廃棄物の発生により域内での処理が困難となる事例が多発。

○様々な小型家電の普及に伴い、充電式電池等の発火事故により、ごみ処理施設が稼働停止する事態も多発。

⇒住民の生活環境の保全および公衆衛生上の支障の防止を図るため、不測の事態が発生したときに近隣施設で迅速なごみ処理体制の構築が必要。

例：発災時に生活ごみや避難所ごみの処理が困難となる場合に速やかに近隣施設で処理し、生活環境を保全する。

議論いただきたいこと

○相互支援の方向性に関するご意見

【現在の方向性】

- ・ 災害を中心に大枠で相互支援の協定を締結する
- ・ 協定の実効性を確保するために協定の内容（詳細）を調整する
- ・ 調整は引き続き滋賀県廃棄物適正管理協議会※等で実施する

※廃棄物の適正処理を促進することを目的とした、県、市町、一部事務組合で構成する協議会。

○相互支援協定を締結する場合、 実効性を向上させるために今後取り組むべき事項

【例】

- ・ 災害規模による支援・受援のシミュレーション
- ・ 相互支援協定を基にした災害対応の訓練
- ・ 事故時の取り扱いについての議論 など

ごみ処理施設の相互支援協定について

○災害や事故の発生により、市町および一部事務組合のごみ処理施設での処理が困難になる場合に備え、県、市町および一部事務組合の連携や役割分担等の基本的事項を定めた相互支援協定の締結に向け検討中。

○ポイント 1： 協定の対象

○ポイント 2： 対象施設（想定）

○ポイント 3： 対象となる事象

○ポイント 4： 協定の活用の流れ

○ポイント 5： これまでの議論



能登半島地震における避難所ごみの状況
(出典：環境省、令和6年能登半島地震における対応について)

(ポイント1)協定の対象

締結対象者 : 県、市町、一部事務組合

対象施設(想定) : 次頁参照

対象となる事象 : 災害

事故 (対象範囲・運用等を検討中)

支援の範囲 : ①災害等廃棄物 (※) の処理の実施

②災害等廃棄物の一時的な保管

③その他必要な事項

※災害により発生した廃棄物、事故により
施設が停止し処理不能となった廃棄物

協定締結方法 : 締結者の連名

（ポイント 2）対象施設（想定）

○県内の市町および一部事務組合の**中間処理施設**（焼却処理施設、粗大・不燃物処理施設等）を想定。

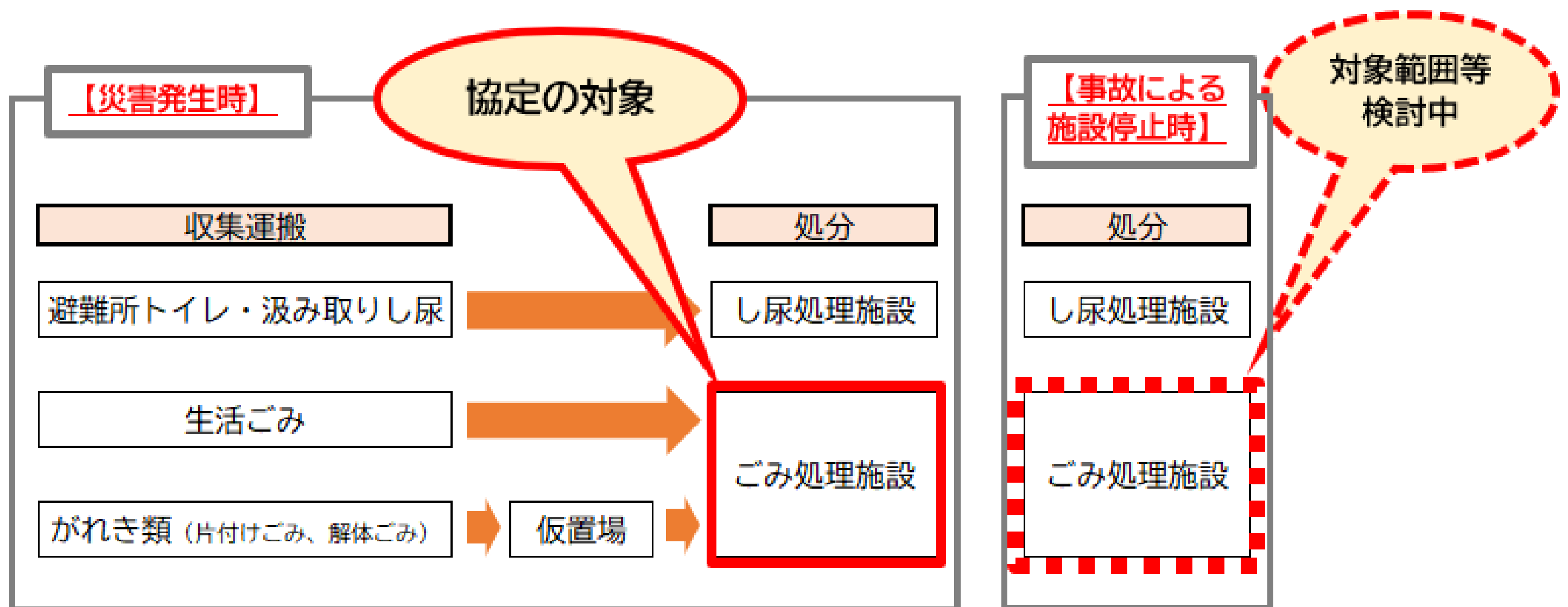
対象施設一覧	
大津市	北部クリーンセンター、環境美化センター
彦根市	清掃センター
近江八幡市	環境エネルギーセンター
草津市	クリーンセンター
守山市	環境センター
栗東市	環境センター
野洲市	クリーンセンター
湖南市	リサイクルプラザ
高島市	環境センター※
湖北広域行政事務センター	クリスタルプラザ、クリーンプラント
中部清掃組合	日野清掃センター、能登川リサイクルセンター
甲賀広域行政組合	衛生センター
湖東広域衛生管理組合	リバースセンター
彦根愛知犬上広域行政組合	小八木中継基地

※焼却施設のみ休止中

(ポイント3) 対象となる事象

○災害発生時

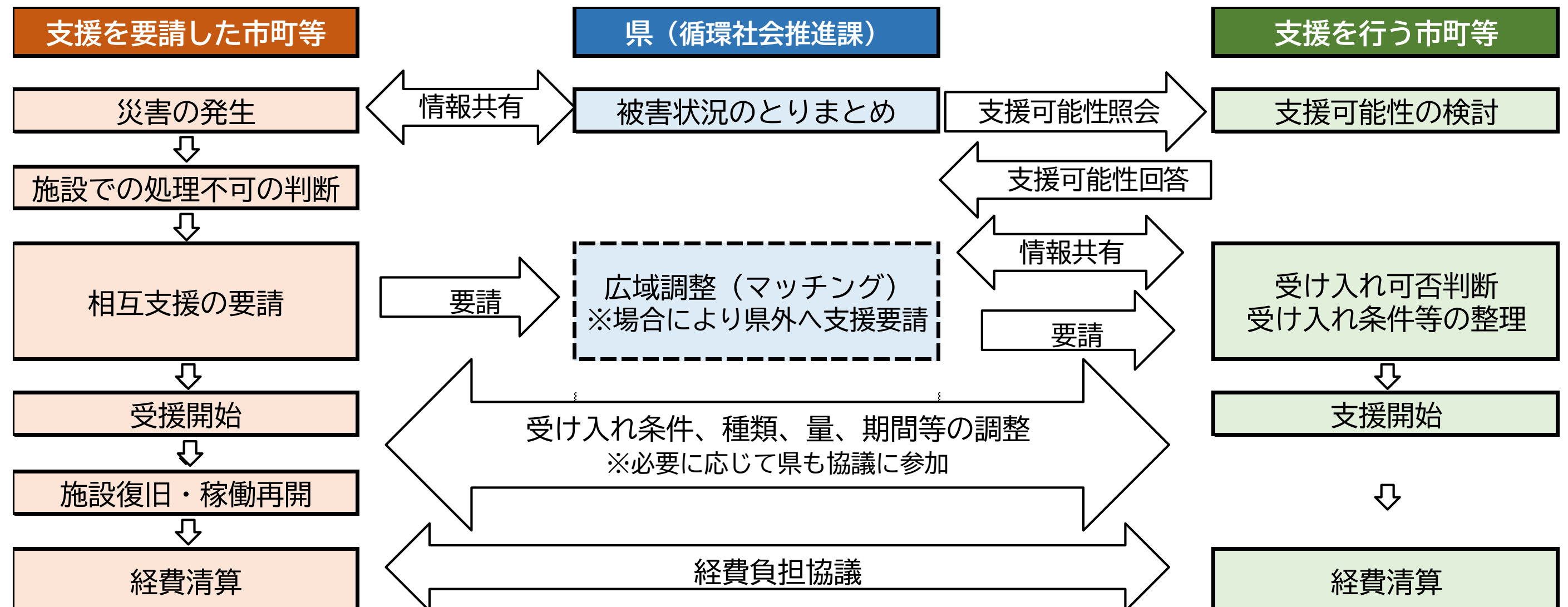
○事故による施設稼働停止時 ※対象範囲・運用等検討中



災害時、事故時の廃棄物処理フローと協定の対象範囲

(ポイント4) 協定の活用の流れ

○協定活用のイメージ



- ※被災市町等から直接他の市町等に支援を要請することも可能。
- ※巨大地震など県域内で処理が困難な場合、県が国や他府県等と調整を行い、広域的に処理を行う。

(ポイント5) これまでの議論①

○県、市町、一部事務組合で構成する滋賀県廃棄物適正管理協議会で令和4年度から検討を開始。

○これまでの論点は以下のとおり。

主な論点	主な意見
○ <u>災害時の相互支援の必要性</u>	・災害時に相互に支援することは <u>総じて必要</u> と考えている
○ <u>事故時の相互支援の必要性</u>	・ <u>事故時においても</u> 相互に支援（協定を適用）するべきである ・対象とする事故の <u>定義を幅広く</u> 捉えたい ・対象とする事故の <u>種類、過失の有無等</u> を含め慎重な議論が必要
○協定の適用範囲	・対象とする事故は、 <u>不可抗力による事故に限るべき</u> である ⇒（事務局）対象範囲・運用等を今後検討

(ポイント5) これまでの議論②

主な論点	主な意見
○ <u>ごみの分別ルール</u> の統一	・施設（地域）ごとに受入可能なごみの性状が異なる。<u>分別ルールを統一</u>する方が良い ・まずは<u>大枠で協定を締結</u>し、<u>その後</u>、具体的な<u>調整</u>を進める
○ <u>経費</u> の算定方法	・経費の<u>算定方法を明確に</u>した方が良い ⇒（事務局）受援、支援両者の協議により決定する
○焼却処理後の <u>灰の処理の責任</u>	・焼却灰の処理は誰が行うのか ⇒（事務局）<u>支援を行う側が</u>処理することを<u>原則</u>とするが、協議により<u>受援側が処理することも可能</u>とする
○ <u>県の役割</u>	・県の役割はなにか ⇒（事務局）<u>県内での受援・支援調整</u>や県内で収まらない場合の<u>他府県、国との広域調整</u>を行う